

それから、私に御指名をいただけなかつたので
一つだけ申し上げたいのは、アメリカからTCP

のモラルハザードが大変に信頼を損なうものだからですよ。この論用三号、運用三号、だれが決め

議論をしていますということを申し上げたので、もし誤解があつたらお詫び申し上げます。

思われるかどうか

お答えいただきたいと思いま

に入れということはござれおりませんし、アメリカ自身がTPPに入るかどうか、今の議会のねじれ状況の中ではわからないですよ。それは先生も御了解のとおりだと思います。

たか。厚生労働大臣の福川さんですか。
そして、お二人に伺います。特に枝野さん。先ほど、三月二十九日にこれが年金検討委員会で行われて、その後、十二月十四日まで一回も行われていません。一回も。議事録なんか見たって出ていないんです。どこで論議されましたか。だれが決めましたか。だれが決めたかわからぬない、

○阿部委員 さつきの、もし長寿になつたんだつたら、長寿さんにもお会いしたい。今、これが問題になりますから。このまま運用していいのかどうかになりますから、委員長に、参考原厚生労働大臣をお預りして、終ります。

がお決めに
人として来て
ているんで
本当に滥用
の人として長
くらせていた

○菅内閣総理大臣 これは柿澤議員のときにも申し上げましたが、閣僚の給与はかなり前の内閣の時代から一割はカットしております。しかし、私も、例えば現在我が党でも、国會議員の議費、御党もいろいろ議論というか提案がありますけれども、これについても、一割を削減するという方向で今党の方で実績が建んでおります。そういう方

開国フォーラムをやって踊っている山合じゃないんですよ。この議会で、本当に大事なTPPの審議をもうとやつてほしいですよ。社会が変わる構造が変わる、雇用が変わる、農業が変わる、ルールが変わることですよ。これくらいのことなのに、私は、だから安易に選ぶなどくぎを刺したいだけです。

○中井委員長 錦川さんと枝野君、一人にお答えない
だれが責任となるのかわからない、法律にものつと
らない。本当にまじめな国民を構成する。
錦川さんは、あなたが決定権者ですか。枝野
さんには、本当にこれ、年金記録の回復委員会な
んかで一回もないんですよ。どこで見るんです
か。お頼いします。

○中井委員長 理事会で協議します。
これにて阿部君の質疑は終了いたしました。
次に、浅尾慶一郎君

味で、時期をそんなに延ばす気はありませんけれども、閣僚については、現在の「割カット」ではなくて、さらに踏み込んだ形はとるということは先日お約束いたしました。

時期については、他の法案との関係で考えておりますが、そんなに一年先とか半年先という二とをうえているわけではありません。もつと早いあたりで、そういうふうな調整をもうちょっとこらつかせて

年余は、先ほど来 加藤議員が御質疑であります
が、これは特に委員長によく見ていただきたい
んですね。何が起ころうとしているか。三枚目で
す。

○細川國務大臣　これは、昨年の三月二十九日、
その日に、当時の大臣の方から、こういう形でや
りたいと、こういう太幹のことを年金回復委員会
にたたきます。時間かかりませんから、年金に明確

ますので、質問をさせでいたたきたいと思ふ
す。
民主党は、マニフェストで国交公務員人件費二
割カットということを書いております。
その中で、まず本來であればトップから、順序よ

昭和に、そういうした阳县するものとあわせて掲載をいたい、あるいは実行したく、こう思つております。

いわゆる主婦であった方が、夫が仕事をがわつて國民年金の一等になつたけれども、上級の方は何らかの理由で二等被保険者という幽霊なんです。これは、夫が二月であつて初めて三月というのはあるんですから、そういう状態になつた。そのときに、何十年かたつて、その間保険料を納めていなくて、成定のときわかつた。そうしたら、夫は一すうと保険料を納めていない人も、正直にその時点では、夫が仕事をやめた時点で切りかえた人も同じ年金額になつちやうということです。

の方に詰りまして、そして、年金回復がはるかの方では、これは任意でそれを、いいだろう、こういうことになりまして、そこで大槻が決定をされたわけです。それから、日本年金機構とそれから年金局の方でいろいろと準備をしてまいりまして、そして、大体準備ができたところで、それではいつ通知を出すかということが、十一月の十五日ですか、そういうところやその了解をということなどで、そのときに課長通知で出したということです。ざいまして、それは当初から決めたことを通知で出したことがあります。

り始めよということになりますので、本来であれば、税理大臣は、公務員全体が二割ならトップはもつと給与削減をされるのが筋ではないかと思いますが、この間の人事院勧告を受けて、省税理のお給料は、二百六万円が、私の理解が正確であれば、五千円減った。一百六万に対しても五千円というのは、〇・二五%に満たないということでありまして、そのことを同僚の柿澤謙吾が税理に質疑をいたしましたところ、二割カットしますというふうに税理は答弁されたわけであります。直後には枝野官房長官の記者会見で、それは決意を示す

さつさとおやりいただきたいということを申し上げたいと思います。
それでは、通告をしております質問に移らせていただかたいと思います。

前回の税と社会保障についての集中審議の際にも申し上げさせていたたきましたが、その後、私自身もいろいろ勉強をいたしました。勉強いたしました結果、国税局が持っているデータを厚生労働省あるいはその所管の団体が持っていないことによつて、かなりの年金の保険料、そして健康保険の保険料が徵収できていないことが明らか

何十年も營々と保険料を納めた人と納めなかつた人がなぜ同じなのか。それを改済策とか勝手な運用三号とかいうけれども、はつきり呑つて運用三号ですよ。こんなものを、みんなが納めなきやいけないと一生懸命国民は一万五千円、少ない給与の中からだつて納めているんですよ。納めなくてもらえるんだつたらみんな納めませんよ。そ

○中井委員長 それで結構です。（危うくする所あります）いやいや、言わないで時間がある。

○枝野国務大臣 先ほどの加賛議論に対する答弁が、もし誤解を招けたらおわびを申し上げますが、どうも、だれも知らないところで全部決まつたのではないかというようなニュアンスでしたので、昨年の春と十二月と、公開されているところでも

ただけだということで、五千円のままになつてゐる。

かになりました。
このやめ委員会でも、第三号被保険者の記録不
整合問題というのがいろいろと議論をされており
ますが、基本的には、データが整備されてないと
いうことがかなり大きなところになるんだろうと
いうふうに思います。そのためには、法人庁を平
つくついた方がいいと思いますし、それから共通

いろいろな調査をやっています。そこで、特に法令上決まっていて閲覧ができるというものがあるならば、それは提供しているんですね。そうじゃなくて、特に法律上ないものについては、基本的には守秘義務にかかるという判断をさせていただいているます。

○浅尾委員 今のお話ですが、政治の決断ということになつてくるのではないかと。私が申し上げているのは、歳入庁はみんなの党としてもつくるべきだという立場がありますが、なかなかこれは、民主党は二年前の衆議院選挙で、歳入庁をつくるということを公約で掲げてますが、まだ進んでいない。進んでいない中で、法人のデータ、要するに、幾らその法人が利益を上げているとかなんとかいうことを年金機構に渡せと言っているわけではなくて、どこに法人がありますよと。法律は、法人はすべて厚生年金に加入しなきやいかぬと書いてあるのですから、どこに法人がある、法人の名前と住所くらいは渡せるんじゃないですかと。それも守秘義務に反するという立場で、財務大臣としては渡せないということです。

○野田国務大臣 いわゆる税務当局の立場から、こういうことができますよ、守秘義務も、こういうのがあるけれどもどうですかという立場にあります。これが、逆に言うと、厚生省から厚生年金未加入事業所の加入促進のために例えどんな情報が欲しいんだということがある中で、何ができるかということはあるかもしませんが、こちらからどんどん提供するという性質のものではありません。

○浅尾委員 そうだとすると、細川厚生労働大臣から、本当はこれは首総理が両省庁の上にいらっしゃるから首総理の決断で、全国の法人の住所と名前だけ厚生省に渡すように指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私も歳入庁については浅尾委員だけではありますけれども、財務省にそのデータを厚生省に渡すように指導していただきたいと思います。

○鶴下委員 加藤委員のときのにつきましては、そのデータを使って未加入法人のところには足を運んで加入してくださいと言えば済む話ですから、それぐらいやられたらいかがですか。

○細川国務大臣 厚生労働の関係からいえば、そ

れは、的確に厚生年金の方にしつかり入つていただける方を把握できるようにしていただけるのが一番いいだろうというふうに思つております。今は、雇用保険の適用事業所とかあるいは帝国内閣データバンクとか、そういうようなところの資料をもとに、いろいろ調査しながら加入を始めたところです。

○浅尾委員 帝国データバンクは民間ですね。國税庁の持つているデータの方がちゃんとデータだだと思います。しかも、私が申し上げているのは住所と法人名だけ。では、細川大臣、野田財務大臣にぜひ下さいとの出でおつしやればいいじゃないですか。

○細川国務大臣 私の方は、先ほど申し上げたように、的確に厚生年金に入つていただくという情報はいただきたいというふうに思つておらず、そのことを申し上げたいというふうに思つています。

○浅尾委員 申し上げたいことは、先ほど野田財務大臣の御答弁ですと、厚生省からそういう要求があつた段階でそれを出せるか出せないか検討をするということでしたから、改めて申し下さいという要求をされたのがどうか、その確認だけしたいと思います。

○細川国務大臣 それでは、私の方から、財務大臣の方に検討をしていただくようお願いをいたしました。

○中井委員長 これより一般的質疑を行います。質疑の申し出がありますので、これを許します。鶴下郎昌。

○鶴下委員 一般質疑の枠み残し十五分、これにひ下さいといつて質問をされたのがどうか、その確認だけしたいと思います。

○細川国務大臣 それは、私の方から、財務大臣の方に検討をしていただきたいとお願いをいたしました。

○浅尾委員 では、今の議論を踏まえて、菅総理、ぜひ総理大臣としても、財務省にそのデータを厚生省に渡すように指導していただきたいと思つて、お話しのようなことを申し上げました。そして、十五日に両大臣間でおまとめいたいた現

在の内閣の考え方について、きょう御党の加藤氏の質疑の中で提出がなされたと承知をいたしております。

○鶴下委員 加藤委員のときのにつきましては、ここにそのペーパーがありますけれども、これは私が申し上げた趣旨とは違います。私が申し上げたのは、今進んでいる厚生労働省の救済スキームについて何のような問題もあり得るのではない

そういう中で、今の両大臣の議論、浅尾議員の提案もあって、実態的な面での、一つの前進を図れるかどうかの提案であったと思っております。いざいざ、この二つの間での意見を調整して、菅内閣としてこの救済をやるのかやらないのか、この結論を出してください。こういうふうに申し上げた上で、合理的な形でそういうことが進むように、私の方からもフォローしてまいりたい、こう思つております。

○浅尾委員 時間がなりましたので終えますけれども、歳入庁ができるまでの間、共有できる情報は、当然のこととありますけれども、政府の各首領の中で共有していただきますようにお願いをいたしました。

○中井委員長 これにて浅尾君の質疑は終了いたしました。

○中井委員長 これまでの間、共存できる情報は、当然のこととありますけれども、政府の各首領の中で共有していただきますようにお願いをいたしました。

○鶴下委員 一般質疑の枠み残し十五分、これにひ下さいといつて質問をさせていただきましたが、まず私は長に申し上げます。

○中井委員長 これより一般的質疑を行います。質疑の申し出がありますので、これを許します。鶴下郎昌。

○鶴下委員 一般質疑の枠み残し十五分、これにひ下さいといつて質問をされたのがどうか、その確認だけしたいと思います。

○細川国務大臣 それは、私の方から、財務大臣の方に検討をしていただきたいとお願いをいたしました。

○浅尾委員 では、今の議論を踏まえて、菅総理、ぜひ総理大臣としても、財務省にそのデータを厚生省に渡すように指導していただきたいと思つて、お話しのようなことを申し上げました。そして、十五日に両大臣間でおまとめいたいた現

在の内閣の考え方について、きょう御党の加藤氏の質疑の中で提出がなされたと承知をいたしております。

○鶴下委員 加藤委員のときのにつきましては、ここにそのペーパーがありますけれども、これは私が申し上げた趣旨とは違います。私が申し上げたのは、今進んでいる厚生労働省の救済スキームについて何のような問題もあり得るのではない

か、そして、これから監視委員会が動くそろりますけれども、その中で、いわば総務省、厚生省、この二つの間での意見を調整して、菅内閣としてこの救済をやるのかやらないのか、この結論を出してください。こういうふうに申し上げた上で、これが統見解なんて、全く違う。

○鶴下委員 どうぞ、ただ問題を排列してあるだけですから。これは、ただ問題を排列してあるだけ

で、これが統見解なんて、全く違う。

○鶴下委員 申し上げます。

○中井委員長 申すが、私は長が、わかつた上で申し上げます。

○鶴下委員 この質問を私がする限りは、この統一見解が出でから話をしますと。余裕があつたわけではありませんから、約四日間あった、この中で結論をしつかれて、複数回を終わります。

○中井委員長 申すが、私は長が、わかつた上で申し上げます。

○鶴下委員 非力な委員長でまことに愚痴であります。菅総理がおられる監視委員会は本日開かれることで、この委員会はまだ

議論が続くやに私どもは財務大臣から報告を受けます。そこで結構が出てるということであるならば、その結論をもとに総務大臣と厚生大臣で日々結論が出てこようかと思いますが、この委員会はまだ見解を出すように、ぜひよろしくお願いします。

○中井委員長 非力な委員長でまことに愚痴であります。したがいまして、現行、二十五日の夕刻、これが一過ぎぎりの時点で両大臣でお話し合いをいただいてお出ししたいたべべー、これに基づいて御質疑をいただき、そして、よりよい制度になるために御努力をいただきたいと思います。

○鶴下委員 委員長は事の重大さをだんだんわかってきたんだけれども、このペーパーが本当に、今進んでいる救済策、これをとめることにするのか、このままだとえモラルハザードがあつて進めるのか、こういうことについての、いわば

政治というのは決断ですから、どっちにしたたつてつらい。どっちにしたつてつらいんだけども、それを政治の責任のもとにやるかやらないか、このことを決めない限り、国民は迷うだけ。どっち

○石破委員 八割の國民がそう思つているということはよく御認識をいただきたいと思います。國民に誠実に向き合う、それが熱議の開会なのでしょう。
これから私どもが出しますよ。出しますが、私は、その前に、今の内閣というのを本当に國家を統治する資格を持つてゐるのか、古いたかないかのように言わざるを得ない。
総理は極めて正面な方で、仮免内閣ということを口にされました。私は聞き間違えかと思つたんですよ、初心者の間違いじゃないかと思つたんであります。仮免というのはその前だ。教官が横に座つていないと路上に出ちやいかぬのだ。初心者であれば、それは一人で出たつていいですよ、皆策マークつけていれば。だけれども、仮免というのはそうじやないんだ。私は言葉じりをとらえるつもりはないけれども、総理がそのようにおっしゃつたということは、國民がどれだけ不安に思つたかということなのですよ。
そして、例えは三号被保険者、このお話。のことについて何で政府統一見解が出ないんだ。何で、このような人たちを救済するということが法律によらずして、一片の壁長通達でできるんだ。これは法律違反、そのような疑いがきょうの総務省の会議でも出された。なぜこれが、このままで正しいということを言ひ張るのか。それが統治機構を無視している。そう言わないで、何で、これが一体何なのだと私は思つております。
このことについて、なぜ政府統一見解が出来ないのか。そして、何でこれが課長の一片の通達でできるのか。これが国民年金法の改正を伴わずして、なぜできるのか。こういう不公平感を抱存したままで、制度というものは本当に水継をするのか。私はそうは思わない。國民が不公平だと思うような態度は、いかに憤慨しよう、これは永続をするものではない。このことが統治機構に対する認識の欠如、法治主義に対する認識の欠如、私はそれ以外の何物でもないと思っている。御見解を承りたい。

○菅内閣運営大臣 三井被保険者の問題について
は、私も今の状況についていろいろ聞くことを
いたしました。その上で、私は、「生労大臣を
中心に経済大臣も交えて、これからしっかりと
方向性を出すと、せんだつてのやや委員会で一
番留保したものについてしっかりと方向性を出す
ということを、たしかきょう、それぞれの立場
で、きょうですか、きのうですか、申し上げたと
いうふうに理解しています。

この問題、大変重要でもありますし、ある意味、
長年の運営、運用の中で生じた問題でもあります
ので、そうした形がどうすべきかということと
を、もう一度、両大臣を中心に検討をさせている
ところであります。

○石破委員 これは、政府見解が一見窮なこと
私どもは思っていませんよ。私が總理にお尋ねを
したのは、これを決めるのが、何で法改正によらず
ないで課長の通達によることが正しいのかという
ことを聞いています。こうするときには内閣法制局
に意見を聞きましたか。これが法改正を伴わずに
なぜできるかということを確認されましたか。そ
して、これが問題になつたときに、總理は内閣法
制局にこれを確認されましたか、事実のみお答え
ください。

○細川国務大臣 この運用二号につきましては、
これは昨年の二月、当時の大臣によつて、年金改
革委員会の了解も得まして、そこで大体の方向性を
を出して、そして準備を進めてきたところでござ
ります。そして、十一月まで準備をいたしまし
て、そこで十二月の半ばごろに、一日・口から始
めるという通知を出したわけでございます。

こういう通知をすることについて、こういう決
め方について、法制局の方では、これについて法
的には間違ひがない、間違つてはいない、こうい
うことでしたと了解を、了解というか、過去に確認をい
たしております。

○石破委員 そうですか。法制局長官に確認した
といふ、法的に問題はないということなのであります
ね。その答弁は初めて承りました。いいです、法

法制局長官に參議院でただしましよう。そうする
と、法改正は必要ないということで、これから先
もおやりになるのですね。これから先もこれをお
ぼけになる。法制局長官は、法改正は必要ない、
そういうふうに言った、それが内閣の方針であ
る、厚生大臣、それで間違いないか。
○細川國務大臣 この点については、質問主意書
が出てまいりました。その質問主意書の中で、そ
の法的な見解についても法制局と御相談いたしま
して、法的には間違はない、こういう御答弁をあ
させていただいております。
○石破委員 それは質問の答弁とはそこがあるよ
うですね。そして、いいですか、質問主意書に対
する答弁で法制局長官もよいと言つた、そうであ
れば、今後、法改正は一切行わない、そういうう
となのですね。それで間違いないか。
○細川國務大臣 質問の答弁につきましては、こ
れは、事前に法制局には相談をしなかつた、こ
うしたことであつまして、その後、厚生労働省の
とつたこのことについては、法制局の方と相談をした
として、これが間違つてゐるかどうかということを
相談しましたら、そのことについては間違はないな
い、こういう答弁を法制局の方からいただいて、
これは質問主意書の方で回答をさせていただいて
おります。
○石破委員 私は、事前に聞きましたかというう
とを聞いたんだですよ。今は、事前には聞いていな
い、質問主意書に対する答弁の中で相談をした、
今後は法改正は一切行わないという答弁をなさ
ました。いいんですね。それどころしいといふ
ことで、いいです。答弁は要りません。
そこで、いいです、このことは參議院において
徹底的にやります。今後、いいですか、參議院で
徹底的にやらせていただきます。私が聞いたた
くは、こういうことをやる場合に、事前に法制局に
確認をする、ということが本来内閣のあり得べき事
ではないですか。こういう人たちを救済するよ
うなことが課長通達でできるはずがないといふこと
とは、普通ならばわかるはずだ。こんなことが

達でできるはずがない。国民年金法の改正を伴わずして、このような決定ができるとは思わない。これがどこが政治主導だ。政治は官僚の草走というものと止めないのか。本当にそれが統治能力があるのかということを私は申し上げている。

ここは、厚生労働大臣の責任は参議院においてきちんと明らかにします。どうか、きちんとした真質な対応をいただきたい。それは、前厚生労働大臣も、猪です。先ほど、前厚生労働大臣がどうのこうのというお話をなさいました。そうであれば、今老人で出ていたので、きちんといた場合、窓口も行いましょう。それはぜひ、この場で申し上げておきたいと思います。

統治能力の欠如ということでいえば、これは何度も申し上げたことだけれども、尖閣に対する対応、だれも納得をしていない。あの保安官が会見をし、いろいろな意見を述べている。このことについて、多くの国民が困惑をしている。

いいですか、どんなに優秀な検事であっても、國民から選ばれていない、國民に責任を負わないと、そのような者が外交の判断をしてよいはずがない。これは外交の判断になるということは、前官房長官がお答えになつたとおりであります。外交関係を処理するということに密接にかかわる、そういうふうに答弁をなさいました。それを、川谷に責任を負わない、道半で選ばれない、法務大臣が任命した検事がやっていいとは私は思わないし、國民の多くも全く納得をしておりません。

そして、どんなに優秀な検事であつても、司法試験を優秀な成績で通つた検事があつても、たつた一日や三日の外務省のレクで、日中関係の今後なんて判断できるはずはない。そういう立場にもいらない。そして、そういうような見識も有しない。だれもややしていませんよ。もし検事がそんなことができるんなら、外務省なんか要らなくなんだから。そういうような人がやつているということについて、今でも正しいというふうに言つてゐる。

お続ける。高校の無償化だつてそうでしょう、何うことが明らかになつてゐるにもかかわらず、なで裕福な家庭にまでそれをやるのか。

私は、そういうものを切つていつて、それこそ黒駄の削減というものでしよう。予算の削減を縮小する、そして公債の発行金額を抑える、そして本当に重点的なところに投資をする。法人減税だつて、私は、そういうような積み財源が充てられたというふうには全く思つていませんよ。

この後説明しますが、私どもの新しい予算の方え方、それは今申し上げたこと、そういうことに資するものだと思っていてます。いいですか。どうやつて金額を減らすか、公債を減らすか、黒駄削減のいを抑えるか、税制の抜本改革というのは急ぐはですよ。

理、思れないでくださいと。本当に必要だとおもふのであれば、党内に反対があつてもきちんと提示をしてください。党内に反対勢力がある。マニフェストを守るべきだ、消費税を上げることは絶対に許さない、無駄を省けば金は残らうでも出でてくる、そういう人たちは御党に間違いなくいますね。沖縄だつてそういうのですか。今でも、グアムだ、テニアンだ、沖縄では知事選舉の候補者の方々もおられた。その、そういうのを応援する方々もおられた。總理、本來あるべき姿はこれだということを忘れてください。そして、国民にそれを訴えてください。我々は野党であつても、本当にそれが正しいものであればそれは応援しますよ。

○石破委員 終わりますが、一刻の猶予もならぬであります。い、その切迫感は論理が一層よく御存じのはずだ。財務大臣をお務めであり厚生大臣をお務めであつた總理、帝御奉しのはずでしよう。何が大事なのか。民主党内のまとまりではない。本当にるべき姿を提示して、そして野党を呼びかけ協議をする、そして、それができないのであれば、冒頭に世論調査の数字を申し上げました。国民が最後は判断します。主権者というのではなく、そういうものです。主権者に対する恐れを私たちも持つたねはならない。ぜひ論理にも持つていただきたい。そのことを申し上げて、質問を終わりります。

○中井委員長 これにて石破君の質疑は終了しました

臣は、生懸命これから努力していくといふに
おわかれているんですが、昨年の三月二十九日の乍
令記録回復委員会では、おおむね委員の皆さんのが
同賛してくれて、こういうふうな運用二号の手段
をとつていくんなどということは既意として決まつ
たんだというふうにずっとと説明を受けてるんで
すが、理事会でもそういう説明をいただきまし
た。

急いで議事要旨をちょっとインターネットで調べ
てみたんですが、「三月一十九日の議事のところ
に委員から以下の方言があつた」といつて、「二
号被保険者関連で八個か九個の意見が概要だけ
出ているんですけども、こんな意見ばかりです
よ。」行政の不作為があると感じる。「理解はでき
たが、納得はできない。不公平感がある。」現時

○富田委員 公明党的富田茂之でございます。
基本的質疑、一般的質疑、集中審議と、いろいろな質問をさせていただきました。委員長にはいろいろお取り計らいただいて熱議の国会になりましたが、先週の金曜日以来、つづつあつたと思うんですが、先週の金曜日以来の委員長の対応は、私はよくなかつたんぢやないかなと。
そちらに管理課、枝野官房長官いらっしゃいます。
が、お一人が予算委員会の野党の理事をされていましたとき、私は与党理事で、枝野さんの言い分をほとんど丸のみしていました。前原外務大臣と田中幹事長が理事のときも、我々は野党の立場を十分をつかり聞いて、できる限りの協議をしてきたことをよく覚えていてます。せつかく熱議の会、そしてねじれている中での予算委員会でありますから、私は、もう少し野党に配慮してこの締めくくり結構の設定等をやつていただきたかったなということを、口申し上げて、質問に入らせていただきます。
第一号被保険者の記録不整備問題がずっと問題になつておりますが、けさからの議論を聞いておりましても、何かちよとおかしいなど。細川さん

点では妥協の産物と言わざるを得ず、すべてが猶得される話ではないという前提になつてゐる。一方が俳優のサラリーマンでなくなると、三号が重なつた場合は一号になるための届出が必要なことを誰も教えてくれないといった不備が一部残つてゐる。そこで実務家の段階では、行政の不備が重なつたことによる問題への対応としては、戻札を避けることしかないかなと不承不承提案したものの、まあ、了承したもの提案というのは間違っているんじゃないかと思うんですが、「働く女性として働かない人が受給することに不公平感があり納得はしていない」マスコミの報道の仕方次第では百三万円の扶養範囲の問題を助長させることになるのではないか「何かこれを見ている限りだれが改成したんだ」というふうに思えるような議事要旨ですよ。委員会の方がまとめたんだから、これをまず指摘しておきたいと思います。

十二月十四日、課長通知を出す前にも、委員の方からこんな意見が出ていました、議事録で。「他の記録問題と違って制度そのものの問題であり質的に違う。これまで深刻に考えていないかった種類があるのでないか。これは眞面目に払つてゐる人に対する自信行為と認識している」と明確

に委員が指摘しているんですね。

それに対して、秀昌はがどういうふうなまとめ方をしたか。「いろいろ意見はあると思うが、現時点では二号について不合理的と言ってしまうと收拾がつかなくなる可能性がある。今後、実務面が

○細川國務大臣　三月の二十九日の年金回復委員会、その委員会に当時の大臣が、運用三号でこういうことでやりたい、こういう提案をさせていた。だいてる、いと意見を聞いたわけですが、まことに、そのときには、いろいろと御意見が出ましたけれども、しかし、その大臣の提案についてはそれで異議がない、こういうことで回復委員会の方は決まった。こういうことで、それから準備を進めていったところでございます。

その回復委員会の中には日本年金機構の理事長などもおられて、そこで次は、それに向けて、ではどういうふうに進めていくか、実行していくかということで、年金局とそれから年金機構の方で準備を徐々に進めていきまして、そして、十二月の二十四日の回復委員会に対して、大体準備もできました。それで、最終的に一月の一日から実行に移したい、こういうことを回復委員会の方に提案をいたしまして、そこでいろいろと意見を聞いたわけでござります。そのときにも回復委員会の方では、それに対しても委員会としての協議といふことにはならずに了解をされた。こういうようなことで進めた。そういうことを進めて、いつたところでござります。

○高田委員 全然答弁になつていませんけれども、こんなことを何度もやつていてもしようがないので、

おおむね理解されたとおもいますが、それとも、委員会に提出された「運用三号」に関する経済学について」という文書が、これもインターネットで見られました。その中に、「今後の取組によつ

て生じる影響」ということや、従来どおりの対応

方針のもとで取り組みを進めた場合、次のような事態が想定されると、いっぽい、大変なことになるとわあつと書いてあって、ゴシックのすごい大きな黒字で「年金事務所等に苦情等が一気に寄せ

られ、大臣のトラブルの発生による混乱は不可避」と、わざわざでかでかと書いてあるんです。こんなのは見せられたら、それは大変だなと思うんじゃないですか。「この仕組みについてのとらえ方」という項には、「法令の規定通りの届出をした人からみると、公平性の面での批判がある」とわざわざ書いていたがら、「運用二号」が最も現実的な対応策と、「こもまた重い大きな文字でわざわざ書いてあるんです。

だから、厚生労働省としては、この運用二号での取り扱いしか今後やらないということじゃないんですか。大臣どうですか、それだけ答えてください。

○細川國務大臣　この連用三号につきましては、その後、総務省の方の年金業務監視委員会の方でいろいろな御意見も出、そして、この予章委員会の中でも、質疑の中いろいろな問題点なども出てまいりましたので、したがつて、この扱いについては、今留保いたしております。

そこで、私どもとしては、総務省の年金業務監視委員会での御議論、そして、徳傍大臣と私の方でも協議をいたしまして、これから連用三号についてどうしていくかということを決めていきました。こういうことを申し上げているところでござります。

この点は大変難しくて、それはもうお出も御承知のように、いわば苦意の三号被保険者、この人

たちを、本当は、号波保険者であるけれども、行政の方が、号波保険者として取り扱ってきたというところもあるわけなんです。そういう人に対して後から、いや、あなたは一時被保険者であつたからこれまでの年金を返してくれというようなことはなかなか言えないのではないか、そういう議論もあつた。

しかし、この委員会の中で、それは不公平じ

ないか、まじめに一号として使用した人たちにしてはそれは不公平ではないかという御議論もたわけありますから、そこで今、先ほど申し上げたような結論についているわけでござります。

○畠田委員 全然答弁になつていないんですけども、辯川大臣の人柄を信頼して、年金業務監査委員会の見解をしつかり求めた上で、総務大臣と議して決定していただきたいと思います。

実は、この運用二号の職員向けQアンドA集いうのが、厚生労働省年金局事業官理課、日本金機構国民年金部から出ているんですね。このアンドAを見ると、次つづいてますよ、はつきよつて。今のような大臣の考え方で、ちゃんと見えを聞いた上でとはなりませんよ。

法改正をしてからやるべきじゃないかというところの意見までは、ちよつと時間がないので「この」ような出番は、モラルハザードを招くの

はないか。」という更問がある。そこで、第三号被保険者としての生活実態がないにかかわらず保険料を納付しなかつた期間について年金納付を認めるのは、モラルハザードをくぐ、との懸念は理解できます。

届出制度を然却しないながら確信犯的にそれ忘つて保険料の納付を免れた旨に對して年金納付を行なうようなことは、モラルハザードをき、適切でないものと考えます。

しかし、既済すべきでない「不心得者」であるほど「自分は何も知らなかつた」と言い張るの一般的であるため、確信犯かどうかを確認することは事実上困難です。逆に、聞きかじった

度の知識があるばかりにそれを口にした「正者」が「運用三号」の対象から除外されるというのは酷ではないかと考えます。

いう懸念だけお伝えしておきたいと思ひます。

江田法務大臣に、基本的質疑のときに通告
いながら質問できなかつた点、取り調べの可否
について、残りの時間でちよつと御質問した
次の質問に行きます。

お前H、檢察の仕り方検討会議の方で、特捜部におけるその指針が出てきました。あれを見たて、今この何を考へておられるんだというやうな事を素直に受けたんですが、村本元厚生労働省長が、検察の仕り方検討会議、一月の二十七日検討会議に出て意見を渡つか言われましたよその全部はちょっととわからんんですねが、報によると、こんなことが書いてありました。

取り調べについて、セコンドもレフエリーしにリンクに上げられるようなもの、せめてシンドくらいはつけてほしいとし、弁護士立ちの表現を訴えるとともに、取り調べの可視化

実感したと強調。事件に勝つという使命感だけなく、真実を追求するという使命感を持つて、いというふうに求めたというふうな報道があつた。

本当に鋭い指摘だし、ずっと幻留されてい
験を踏まえた大事な指摘だと思うんですね。
大臣は法曹の御出身ですし、こういったこ
もう本当に詳しいと思うんですけど、可視化の
方について、今、法務大臣としてどんなふう
体的に考えているのか、手短くちよつと教えて
らいたいと思います。

○江田国務大臣 お答えいたします。

ちよつとだけ訂正させてください。

特捜の可視化のあり方について、検空の在
檢討會議が指針を出したのではありません。
は、最高檢が報告書を出し、そして、それに
いて今試案を出して、二月の半ば過ぎから試
しようとしているところでございますし、お
のとおり、檢察の在り方檢討會議においても
いる就意檢討が行われており、村木さんのお

いは施設費とか、そういうた今米軍に対しても我々が提供しているものについて払うというのが基本的なものでござります。そして、それにプラスをしてSACCOの経費、そしてまた米軍再編の経費というものがあるわけでございまして、米軍再編については今後そのロードマップを進めていくということであつて、そして、先ほど申し上げたようなホスト・ネーション・サポート、そしてまた特別協定に基づくものについては、五年間でそれをしつかりと戦略環境に合わせて、そして、先ほど申し上げたとおり自身の使い方も変えますから、それで改めてお話を申し上げたいと思います。

苦の余地があるということで、先ほど申し上げた
ように、燃費性のある人件費について多額に払う
のはいかがなものか、あるいは、光熱水料費とい
うものについてはもつともつと節約できるのでは
ないか、そういうものについて、我々は今回詫み
替えを行つたということでありまして、中身の改
善を加えたということになります。

○笠井委員 あれこれ書いたながら、莫大な負担が
全部国民にかかるつくるわけであります。

アメリカの同盟国の中で、米軍駐留経費負担で
は日本が一番気前のいい国とわれております。

totte no kōjin tsukiru no ningen ni yoi o mo tte iru. Sono uchi o doraeta neda de, kōsū shita ū no postu-nēshon-sabōto ni tsuite no taisaku o shite iru toidore desu.

○ 畠井委員 当時、野党時代に権利が追及したときにも、安全保障環境がいろいろあるということはわかっている、しかし、このあり方は問題だと言つてきましたですよ。アメリカが言うとおり、そういうのは負担だけの思いやり予算をカバーするところじやなくて、私たち自身が一つの権利を保持してすり合わせることが間違っているというふうに思

では、枝野さん。
○枝野国務大臣 先ほどの審議のときにも厚生労働大臣からお答えいたしましたとおり、現時点での統一的な見解をお示しさせていただいています。そして、この後、年金業務監視委員会等の意見も踏まえた上でどういった対応をしていくのかということについては、現時点の統一見解は出でておりますが、さらに検討を進めていく、こういうことでございます。

○阿部委員 現時点の統一見解というのは、厚生労働大臣が適切な結論を出すということだけで、

○笠井委員 説明になつていませんね。
　總理、「〇〇八年の特別協定に民上と
たしました。だが、政権についた途端
して、米軍再編の中心課題とされてき
題も決着がついていないし、全体像が
いのに、今後五年間も現行水準で出
だけは合意したわけであります。これ
んじやないですか。

でこれを子
党は反対い
に態度を翻
た音楽問題
見えていな
続けること
はおかしい

例えば、衆議院の安全保障委員会、日本のホスト・ネーション・サポートによって総体的に非常に経済的にアメリカにとつて助かつてゐる、そのことが特に沖縄における基地のより強い開拓化につながつてゐる、その主要部隊の海兵隊は沖縄に知らない、そういう形でこのホスト・ネーショ

静かに坐ったのは、正時。新潟・野党時代や
度子尊についても、思いやり予算を初めとしてじ
車支援費は全額削除する。そして、暮らしが大々
なんですから、中小企業は大変なんですか、
急保証も復活するということも含めて、延長す
といふことも含めて、きつと組み替えすべき。
ということを強く求めて、質問を終わります。
○中井委員長 これにて岸井君の質疑は終了し
てきた。

それが厚生労働大臣と総務大臣のお名前で出しただけなんですね。こんなのが統一見解でも何でもないんです。総務大臣と厚生労働大臣、おのののその下に年金記録回復委員会と年金業務監視委員会があつて、そこから員中とか意見が上がつて、総務大臣から勧告され、そこから厚生労働大臣がお決めになつて政府に上げるというのが統一見解のプロセスじゃないですか。

私はきょう時間がないので、委員長は、統一見解が出たら鶴下さんの質疑をやると言つたんですね。

○菅内閣総理大臣 今、前原外務大臣の方からも、
説明がありましたけれども、この十年あるいは
近の五年をとっても、日本を取り巻く安全保障の
状況というのは、私は、従来以上に厳しさを増し

しのはら

・サボート、思いやり予算について追及してき
たのは総理ですよ。

ところが、政権交代後も、在日米軍駐留関連税
管の総額はふえ続ける、日本側の負担割合の高さ
にもメスが入らない。野党のときにおかしいと

○阿部知子君
次に、阿部知子君。
阿部委員　社会民主党の阿部知子です。
私は与えていたいた時間は十分でございま
ので、御答弁は端的にお願ひいたします。

よ。でも、統一見解は出でないですよ。今は、両大臣が相談しましょと、こんなのは統一見解で、も何でもないですよ。当たり前というんです、こういうのは。

うの、そういうふうに思つておられます。そこで、このように思つておられる方には、この地城の平和や安定という重要な使命について、任日米軍駐留経費の負担の実態を割り算して、その結果を示すのであります。

あ水便観

「お出でいた外傷人臣も、与党にならざつたら、これはいいんですと喜われる。こんなことでは公然国民党は別れしませんよ。結局、おかしいと思いませんか。こういう心態をきっちりと止すべきじやありますせんか。

私はこの政策の復活というのではなく国民が貢献的に本当にほっとできるのを一つでも着実やつしていくことだと思います。その意味で、きう論議になつております運用三号年金問題は、れと全く逆さだと思います。

田　お歸りいたします。
伊藤大臣は、私の質問主意書に関しても、運用
三号は法改正の必要もないし、認識しなかつた
し、この間、法制局に聞いてもないというふうな
ことや、説明に立つとおっしゃいました。きょう
も年金業務監視委員会の論議があつたことは御存
知なさい。

○笠井国務大臣 では、前回は反対したけれども今は賛成したという、その理由を説明してください。

○前原国務大臣 先ほどお答えをいたしましたうに、我々が反対をした理由については、ホント・ネーション・サポートそのものに反対をして、わけではありません。中身の使い道については、

改たスル　従度

も、日本を取り巻く安全保障の環境というのは大変厳しいものがあります。今回、防衛大綱の見直しも行いましたが、同時に日米安保五十周年を迎えたけれども、日米同盟が我が国及びアジアの太平洋地域にある他の平和と安定をもたらしていくべきふうに認識をし、またその効果は、我が国ばかりではなく、この地域の多くの国々に

お手元に、年金記念に関する政府の統一見解
プロセス、これは私が勝手につくったのですが
ここにおいて、首總理にお願いいたします、ま
た統一見解は出ておりませんよねというのを一問
す。それから、これでいいでしょうか、統一見
のプロセス、こういうふうなことと答えてよ
しゅうござりますか。總理、どうでしょう。

の
だ
で
だ
の
しでしようが、この中では、やはり法改正が必要だといふ声が強うございまして、これは、もつときに行われたものでもそうですよ。

そうすると、この右側では法改正が必要だといふ意見が出て、厚生労働大臣は今もって、法改正は必要ない、お手盛り裁定で、運用で、監用で、ろしいと言つてゐるわけですね。こんなもの統

中間整理と全くそこは生じていません。

○内閣総理大臣(菅原人君) 最終的に六月に一体

的に提示をするという途中の段取りにおいて先ほど申し上げたことで、今財務大臣からも話がありましたが、何か矛盾があるとは全く考えておりません。

○林芳正君 四月につくったものを見ていたいだけて、それで一回御判断を仰ぐというようにおつしやつたから、違うじゃないですかと。負担の方を吾わざにこれだけの社会保障をしますという判断だけやつたらおかしな判断になるから、負担も併せて提示しましようというのが藤井報告ですよ。違うじゃないですか、全然。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の姿、方向性がないと、それを支える負担がどれぐらいになるかというのは決まりません。だから、四月にまず社会保障の姿を出して、それを支える具体的な制度設計を六月にやるということですから、重ねて申し上げますけれども、それはそこではないと思います。

○林芳正君 子ども手当もそうでした。先に配りますという方だけ決めたからこうなつて、申しあげますけれども、それはそこではないと思います。

○林芳正君 子ども手当もそうでした。先に配りますという方だけ決めたからこうなつて、申しあげますけれども、それはそこではないと思います。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の安定強化のために社会保障のあるべき姿はつくります。その使途はどうどこまでにするかというのを含めての制度設計を六月までということで、僅か二ヶ月の差にそんなことが生じるとは思いません。

○林芳正君 それなら、四月に決めた後、それを表に出さずに六月に一遍に出せばいいじゃないですか。なぜそうしないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) まずは社会保障に対する姿、全体像をまとめて、それについて御議論をいたたくことも大事です。そこで一口出しておいた上で、最終的な成案は、さつきから申し上げて

す。

財政健全の一體化は六月にまとめるということです。

○林芳正君 まさにそこが全然違うんです。彼らを入れていただけで、それで判断してもらわないからこうなつてきたんでしよう。ですから、藤井調査会は一着に出せと書いてあるんじゃないですか。なぜそんな説明を使ひますか。

○国務大臣(野田佳彦君) だから、六月に一体で出るということですから、藤井調査会と全くそこは生じていません。

○林芳正君 四月と六月の間にあるのは地方税一

選ですから、多分そういうことかなと思って聞きましたよ。そういうことをやるから、どんどんどん

んどん信頼を失われる。

高橋是清翁は凶弾に倒れましたけれども、非儀

のときに、幼児を背に子供の手を引く娘だなお

かみさん風の人々が多数を占めていたと。やっぱ

り国民は分かっているんですよ、そこを。厳しい

財政をやっても、非儀のときにこういう人がみん

な来ていた。

論理はどうでしょうか。この間、毎日新聞には

いくつの出ていましたよ。伊達直人と菅原人。

○国務大臣(野田佳彦君) 社会保障の安定強化のためには、社会保障のあるべき姿がつくります。その使途はどうどこまでにするかというのを含めての制度設計を六月までということで、僅か二ヶ月の差にそんなことが生じるとは思いません。

○林芳正君 それなら、四月に決めた後、それを表に出さずに六月に一遍に出せばいいじゃないですか。なぜそうしないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) まずは社会保障に対する姿、全体像をまとめて、それについて御議論をいたたくことも大事です。そこで一口出しておいた上で、最終的な成案は、さつきから申し上げているとおり、その制度設計とそれを支える財源と

問題について、厚生労働大臣を中心にお伺いをし

たいと思います。

当然、今女性が外で働いて、男性が家事、育児もやるというケースもたくさんあるということは前提として、物事を単純にするためにサラリーマン家庭の専業主婦という整理でお話をさせていた

だきたいと思いますが、サラリーマン家庭の専業主婦は年金の掛金を払わなくても将来は年金がもらえるようになっている。いわゆる自営業者の人が一号被保険者、そしてサラリーマン、公務員が二号被保険者、そしてサラリーマン家庭の専業主婦は年金の掛金を払わなくて将来は年金がもらえるようになっている。いわゆる自営業者の人が一号被保険者になつて、専業主婦が二号被保険者という整理になつていています。

しかし、三号被保険者はあくまでもサラリーマン家庭で扶養家族となつている専業主婦が対象であつて、旦那さんが販売して自営業者になつたり、あるいは御自身がパートの収入が増えて扶養家庭でなくなつたら、これはちゃんと届出をして一号被保険者となつて、月々一万五千円の年金の掛金の支払いが必要になるという整理になります。

しかし、旦那さんが脱サラした、あるいは自分で収入が増えて被保険者としての資格を失つていながらもかかわらず、手続をしなかつたために三号被保険者のままになつている人がたくさんいると、いうことが最近になつて判明をした。この対応策として厚生労働省が昨年十二月十五日付け課長通知で現場に知らせたのがいわゆる運用三号といふ新しい制度であります。この制度のまず概要を御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 運用三号について概要を御説明申し上げます。

運用三号の取扱いとは、実際には第一号被保険者期間であるにもかかわらず第三号被保険者期間とされていた不整合記録について、現状の年金記録を尊重し、被保険者の過去の一年分を除き変更しないという措置を講じるものでございます。

不整合記録が発生したことについては、本人が届出を行わなかつたと、こういうことに起因をするものでありますけれども、届出が行わぬなかつて

た場合における旧社会保険庁の取扱が徹底せざ

れ

に、こうした記録が正しいものと「い」とと記められましたことを踏まえる必要がございました。

そうした中で、従来どおりに過去に全て週つて積み重なっているんですよ。幾ら掛かるかも一緒に出しても、それで判断してもらわないので、記録を訂正することは、既に受け取られていて、タヌーには時価じゃなくてちゃんと値段を入れていただけで、それで判断してもらわないので、調査会は一着に出せと書いてあるんじゃないです。

して、タヌーには時価じゃなくてちゃんと値段を入れていただけで、それで判断してもらわないので、調査会は一着に出せと書いてあるんじゃないです。

掛かるかを提示せずに議論をするというところが間違っているんですよ。幾ら掛かるかも一緒に出で、タヌーには時価じゃなくてちゃんと値段を入れていただけで、それで判断してもらわないので、調査会は一着に出せと書いてあるんじゃないです。

か。なぜそんな説明を使ひますか。

○国務大臣(野田佳彦君) だから、六月に一体で出るということですから、藤井調査会と全くそこは生じていません。

○林芳正君 まさにそこが全然違うんです。彼らを入れていただけで、それで判断してもらわないので、調査会は一着に出せと書いてあるんじゃないです。

す。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

